

○環境省令第 号

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第 号）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）及び環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）の規定に基づき、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年 月 日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一条の二第七項第一号中「建築物」の下に「その他の工作物（次号において「建築物等」という。）を加え、「材料に」を「材料で」に改め、同項第二号中「建築物」を「建築物等」に改め、同号二中「保温材」の下に「断熱材及び耐火被覆材」を加える。

第一条の三の二の次に次の一条を加える。

（石綿含有一般廃棄物）

第一条の三の三 令第三条第一号ホの規定による環境省令で定める一般廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するものとする。

第一条の四中「第三条第一号へ」を「第三条第一号チ」に改める。

第一条の五中「第三条第一号ト(1)(ロ)」を「第三条第一号リ(1)(ロ)」に改め、同条第一号中「種類」の下に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

第一条の六中「第三条第一号ト(2)(ロ)」を「第三条第一号リ(2)(ロ)」に改める。

第一条の十七に次の一号を加える。

六 法第九条の十第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）

第一条の十八に次の一号を加える。

六 法第九条の十第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）

第二条の五の表に次のように加える。

<p>備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物に係るものを明らかにすること。</p>
--

第五条の五第一項第五号中「種類」の下に「（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

四 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図

面

第五条の五の二第一項第四号中「種類」の下に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

第五条の十第一項第五号中「種類」の下に「（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

第五条の十の二第一項第四号中「種類」の下に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

第六条の三第一項第四号中「第十四条第六項」を「法第十四条第六項」に改め、同項第六号イ中「設置」とを「設置の」に改め、同条第二項第十五号中「、直前三年」を「並びに直前三年」に改める。

第六条の五第五号イ中「又は処分」を「若しくは処分」に改める。

第六条の六の二中「第六条の六第二号」を「前条第二号」に改める。

第六条の二十四の次に次の十五条を加える。

（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物）

第六条の二十四の二 法第九条の十第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理（同項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

（申請の経由）

第六条の二十四の三 法第九条の十第一項の規定による認定の申請は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

（無害化処理の内容の基準）

第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る処理が、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物を、当該一

般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることが確実であると認められるものであること。

二 当該申請に係る処理により、当該処理に係る一般廃棄物の迅速な無害化処理が確保されるものであること。

三 受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

四 無害化処理の用に供する施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び第四条の二に規定する周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

五 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の二十四の五 法第九条の十第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
  - イ 受け入れる一般廃棄物の性状の確認及び管理
  - ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理
- 三 第四条の五第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十六号に規定する基準並びに法第九条の十第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
- 四 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条の五に規定する基準（前号に規定するものを除き、当該施設に係るものに限る。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 五 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に  
関する業務を行う役員

ロ 申請者が個人である場合には、当該者

六 当該無害化処理に係る事業場（前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。）において  
当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を  
有すること。

七 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

八 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。

十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基  
準に適合していること。

（無害化処理の用に供する施設の基準）



第六条の二十四の六 法第九条の十第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第四条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第十五号に規定する基準に適合していること。

二 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条に規定する基準（前号に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。）に適合していること。

三 法第九条の十第二項第五号の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。

四 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（無害化処理の認定の特例）

第六条の二十四の七 法第九条の十の規定による無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る無害化処理が次の各号のいずれにも適合しているときは、第六条の二十四の五第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

一 当該一般廃棄物に係る無害化処理を行い、又は行おうとする者が、環境大臣が定める基準に従い、

当該一般廃棄物の無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができること。

二 当該施設が第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(一般廃棄物の無害化処理の認定の申請)

第六条の二十四の八 法第九条の十第二項の申請書(以下この条において「申請書」という。)に同項第六号の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

- 一 無害化処理の用に供する施設の位置
- 二 無害化処理の用に供する施設の処理方式
- 三 無害化処理の用に供する施設の構造及び設備
- 四 無害化処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)

五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する

## 数値

- 六 その他無害化処理の用に供する施設の構造等に関する事項
  - 2 申請書に法第九条の十第二項第七号の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
    - 一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
    - 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
    - 三 その他無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する事項
  - 3 法第九条の十第二項第八号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
    - 一 無害化処理の方法
    - 二 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
    - 三 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
    - 四 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
- イ 所在地

ロ 面積

ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

二 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

五 法第七条第一項若しくは第六項、法第十四条第一項若しくは第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲

六 法第八条第一項又は法第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類

七 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び

住所

八 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに規定する役員の名氏及び住所

九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

十 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

十一 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 無害化処理の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

三 無害化処理の用に供する施設の処理能力の十分の一以上の規模の設備又は一日当たりの処理能力が二十トン以上の規模の設備を用いて行つた実証試験に関する書類であつて、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定めるもの

四 当該申請に係る無害化処理の方法と当該無害化処理の用に供する施設において行う一般廃棄物の無害化（人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることをいう。）との科学的因果関係を説明する書類

五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書

- 六 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 七 第六条の二十四の五第六号に規定する者の履歴書
- 八 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類
- 九 前項第五号又は第六号に規定する許可を受けている場合には、当該許可証の写し
- 十 無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 十一 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十二 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十三 無害化処理の用に供する施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 十四 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

十六 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

十七 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十八 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

二十 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後

見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二十一 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

5 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第十一号及び第十四号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

(無害化处理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

第六条の二十四の九 第三条の二の規定は、法第九条の十第七項において読み替えて準用する法第八条第三項の書類について準用する。

(記録の閲覧)

第六条の二十四の十 法第九条の十第七項において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次条の規定により環境大臣が定める事項ごとに環境大臣が定めるところにより行うものとする。

(記録する事項)



第六条の二十四の十一 法第九条の十第七項において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定め  
る事項は、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項  
とする。

(一般廃棄物の無害化処理の認定証)

第六条の二十四の十二 令第五条の十一の規定による認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するもの  
とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の種類
- 四 無害化処理の方法
- 五 無害化処理の用に供する施設の種類
- 六 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
- 七 無害化処理の用に供する施設の処理能力

八 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ

(事業の廃止及び変更の届出等)

第六条の二十四の十三 令第五条の十二第一項の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 廃止した事業の範囲

四 廃止の理由

五 廃止の年月日

2 前項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

第六条の二十四の十四 令第五条の十二第二項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

- 二 法第七条第五項第四号りに規定する役員
- 三 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者
- 四 令第四条の七に規定する使用人
- 五 第六条の二十四の八第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの
  - イ 第六条の二十四の八第一項第三号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。）
  - ロ 第六条の二十四の八第一項第四号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものを除く。）
  - ハ 第六条の二十四の八第二項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限

る。）

六 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

八 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

ニ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

2 令第五条の十二第二項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三 第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 第六条の二十四の八第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）

ニ 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書

ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ヘ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ト 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

チ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

リ その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

- 四 第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
- イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類
  - ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類
  - ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
  - ニ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - ホ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - ヘ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - ト その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

五 第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、第六条の二十四の八第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面

4 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。

5 第二項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(施設の廃止等の届出)

第六条の二十四の十五 令第五条の十二第一項の規定による無害化処理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

四 無害化処理の用に供する施設の種類



五 廃止若しくは休止又は再開の理由

六 廃止若しくは休止又は再開の年月日

2 前項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(報告)

第六条の二十四の十六 法第九条の十第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月

三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の無害化処理に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 当該認定に係る施設において無害化処理を行った一般廃棄物の種類及び数量

四 その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

2 前項の報告は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

第六条の二十七第一項第二号中「種類」の下に「(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場

合は、その旨を含む。」を加え、同項第三号中「数量」の下に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。）」を加え、同条第五項第四号中「種類」の下に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

第七条の二第一項に次の一号を加える。

五 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号

第七条の二第三項に次の一号を加える。

八 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 令第七条の七において準用する令第五条の十一に規

定する認定証の写し

第七条の二の二第一項に次の一号を加える。

五 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であ

る旨、氏名又は名称及び認定番号

第七条の二の二の次に次の一条を加える。

（石綿含有産業廃棄物）

第七条の二の三 令第六条第一項第一号口の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）とする。

第七条の三中「第六条第一項第一号ハ」を「第六条第一項第一号ホ」に、「第三条第一号ト(1)(ロ)」を「第三条第一号リ(1)(ロ)」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第七条の四中「第六条第一項第一号ハ」を「第六条第一項第一号ホ」に改める。

第七条の五中「第三条第一号ト(1)(ロ)」を「第三条第一号リ(1)(ロ)」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第一条の五第一号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第七条の七に次の一号を加える。

六 石綿含有産業廃棄物の熔融施設 石綿含有一般廃棄物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

第七条の八第一項第三号中「、コンクリートの破片」の下に「（石綿含有産業廃棄物を除く。）」を加え、同項第五号中「第三条第一号ト(2)(ロ)」を「第三条第一号リ(2)(ロ)」に改める。

第八条第一号ロ(2)(ロ)中「種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

第八条の二に次の一号を加える。

六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を

行う場合に限る。)

第八条の三に次の一号を加える。

六 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）

第八条の四第一号及び第二号中「第五条の九に規定する認定証の写し」の下に「、令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し」を加える。

第八条の四の二第六号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨

第八条の五第一項の表に次のように加える。

備考 運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
---

第八条の十の二及び第八条の十の四中「第三条第一号ト(1)(ロ)」を「第三条第一号リ(1)(ロ)」に改める。

第八条の十四に次の一号を加える。

四 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）

第八条の十五に次の一号を加える。

四 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）

第八条の十六の三中「第五号」の下に「及び第六号ホ」を加える。

第八条の二十第三号中「種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

第八条の二十一第一項に次の一号を加える。

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

第八条の三十一の二第三号及び第四号中「種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

第八条の三十二に次の一号を加える。

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

第九条の二第一項第六号ハ中「種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同条第二項第九号中「（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条の四第一項第五号中「第十二条の十二の十九第一項第八号」を「第十二条の十二の二十五第一項第八号」に改め、同項第七号ハ中「種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同条第三項第二号の表トの項中「産業廃棄物の種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同表リの項中「所在地」の下に「を含み、石綿含有産業廃棄物を受け入れる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項」を加え、同表ヌの項中「ごとに」の下に「算出し、石綿含有産業廃棄物に係るものについては別に」を加え、同表ルの項中「第三号ハ及びニ」の下に「、第三号の二ハからへまで」を加える。

第十条の六の三第一号中「種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、

その旨を含む。」を加える。

第十条の七第一号口中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改め、同号ハ(1)及びホ(1)中「種類」の下に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

第十条の八第一項の表に次のように加える。

<p>備考 収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。</p>
--

第十条の十第一項第五号ハ及び第六号ハ中「種類」の下に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

第十一条第五項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 令第七条第十一号の二に掲げる施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法



第十二条の二中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 令第七条第十一号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の熔融中に廃棄物を投入することができない熔融施設にあつては、この限りでない。

二 次の要件を備えた熔融炉が設けられていること。

イ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏千五百度以上の状態で熔融することができるものであること。

ロ イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

ハ 適切な熔融炉内の温度を保つため、熔融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。

三 熔融炉内の温度を間接的に把握することができると位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。

四 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること  
ができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。

五 熔融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「熔融処理生成物」という。）の流動状態が確認  
できる設備が設けられていること。

六 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次の要件を備  
えた破碎設備が設けられていること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措  
置が講じられていること。

ロ 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設

備と一体となつた集じん器が設けられている場合は、この限りでない。

ハ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

第十二条の七第十五項第一号中「第十二条の二第十五項第一号」を「第十二条の二第十六項第一号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項第一号中「第十二条の二第十四項第一号」を「第十二条の二第十五項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項第一号中「第十二条の二第十三項第一号」を「第十二条の二第十四項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。

二 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに摂氏千五百度以上とし、これを保つこと。

三 溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。

四 溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第十三項第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。

五 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

六 溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を六月に一回以上行い、かつ、その結果を記録すること。

七 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

八 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

九 溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを

定期的に確認すること。

十 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

十一 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次によること。

イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。

ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

ハ 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ニ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。

第十二条の七の二第一号イ中「第三号イ」の下に「、第三号のニイ」を加え、同号ロ中「第三号ロ及び  
ニ」の下に「、第三号の二ロからニまで」を、「測定」の下に「、試験」を加え、同号ハ中「第三号ハ」  
の下に「、第三号の二ホ及びへ」を加える。

第十二条の七の三第三号の次に次の一号を加える。

三の二 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項

イ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第十二条の七第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行つた位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果及び第十二条の七第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される熔融炉内の温度

ハ 第十二条の七第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

ニ 第十二条の七第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

(1) 当該試験に係る試料を採取した位置

(2) 当該試験に係る試料を採取した年月日

(3) 当該試験の結果の得られた年月日

(4) 当該試験の結果

ホ 第十二条の七第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ 第十二条の七第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行つた年月日

第十二条の七の三第四号口中「第十二条の七第十三項第二号ハ」を「第十二条の七第十四項第二号ハ」

に、「第十四項第二号ニ」を「第十五項第二号ニ」に、「第十五項第三号ハ」を「第十六項第三号ハ」に

改め、同号ハ中「第十二条の七第十三項第二号ニ」を「第十二条の七第十四項第二号ニ」に、「第十四項

第二号ヘ」を「第十五項第二号ヘ」に、「第十五項第二号」を「第十六項第二号」に、「第十三項第三号

ホ」を「第十四項第三号ホ」に、「第十五項第三号ヘ」を「第十六項第三号ヘ」に改め、同号ニ中「第十

二条の七第十三項第四号ニ」を「第十二条の七第十四項第四号ニ」に、「第十四項第三号ホ」を「第十五

項第三号ホ」に改め、同号ホ中「第十二条の七第十三項第四号チ」を「第十二条の七第十四項第四号チ」

に、「第十四項第三号リ」を「第十五項第三号リ」に改める。

第十二条の七の六第四号の次に次の一号を加える。

四の二 石綿含有産業廃棄物の熔融施設 石綿含有一般廃棄物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

第十二条の七の七第一項第四号「種類」の下に「（当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）」を加え、同項第八号中「処理量」の下に「（当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。）」を加え、同条第四項第四号中「種類」の下に「（当該施設が前条第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨）」を加える。

第十二条の八第三号中カをヨとし、又からワまでをルからカまでとし、同号りの次に次のように加える。

又 令第七条第十一号の二に掲げる施設 熔融炉又は破碎設備

第十二条の十第二号の次に次の一号を加える。

二の二 令第七条第十一号の二に掲げる施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法



第十二条の十一第一項第六号中「種類」の下に「（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第四号中「石綿含有一般廃棄物」とあるのは、「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第十二条の十一の二第一項第二号に次のように加える。

へ 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、その数量

第十二条の十一の二第一項第三号中「及びニ」を「、ニ及びへ」に改め、同条第二項第二号に次のように加える。

ハ 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す

図面

第十二条の十一の二第二項第三号に次のように加える。

ハ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

第十二条の十二の五第五号イ中「又は処分」を「若しくは処分」に改める。

第十二条の十二の二十中「第十五条の四の六」を「第十五条の四の七第一項」に改め、同条を第十二条の十二の二十六とする。

第十二条の十二の十九第一項中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に改め、同項第二号中「種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。

）」を加え、同項第三号中「数量」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。）」を加え、同条第五項第四号中「種類」の下に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同条を第十二条の十二の二十五とする。

第十二条の十二の十八中「第十五条の四の六」を「第十五条の四の七第一項」に改め、同条を第十二条の十二の二十四とする。

第十二条の十二の十七中「第十五条の四の六」を「第十五条の四の七第一項」に改め、同条を第十二条の十二の二十三とする。

第十二条の十二の十六中「第十五条の四の四第三項第二号ハ」を「第十五条の四の五第三項第二号ハ」

に改め、同条を第十二条の十二の二十二とする。

第十二条の十二の十五中「第十五条の四の四第二項」を「第十五条の四の五第二項」に改め、同条を第十二条の十二の二十一とする。

第十二条の十二の十四第一項中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改め、同項第二号中「種類」の下に「（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同項第三号中「数量」の下に「（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量を含む。）」を加え、同条第五項第五号中「種類」の下に「（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同条を第十二条の十二の二十とする。

第十二条の十二の十三の次に次の六条を加える。

（無害化处理に係る特例の対象となる産業廃棄物）

第十二条の十二の十四 法第十五条の四の四第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化处理が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定

めるものとする。

(申請の経由)

第十二条の十二の十五 法第十五条の四の四第一項の規定による認定の申請は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(無害化処理の内容の基準)

第十二条の十二の十六 法第十五条の四の四第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る処理が、第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物を、当該産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合させることにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にすることが确实であると認められるものであること。
- 二 当該申請に係る処理により、当該処理に係る産業廃棄物の迅速な無害化処理が確保されるものであること。
- 三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

四 無害化処理の用に供する施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び第十二条の二の二に規定する周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

五 その他第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の十七 法第十五条の四の四第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 当該申請に係る無害化処理が確実に行われるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
  - イ 受け入れる産業廃棄物の性状の確認及び管理
  - ロ 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の運転管理

三 第十二条の六に規定する基準及び法第十五条の四の四第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該申請に係る無害化処理の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。

四 当該申請に係る無害化処理の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の七に規定する基準（当該施設に係るものに限る。）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。

五 次に掲げる者が当該申請に係る無害化処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

イ 申請者が法人である場合には、その代表者又は当該申請に係る収集若しくは運搬若しくは処分に  
関する業務を行う役員

ロ 申請者が個人である場合には、当該者

六 当該無害化処理に係る事業場（前号に規定する者以外の者が代表者であるものに限る。）において当該無害化処理に関する技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者を

有すること。

七 当該申請に係る無害化処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

八 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

九 当該申請に係る無害化処理を自ら行う者であること。

十 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 その他第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(無害化処理の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の十八 法第十五条の四の四第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に適合していること。

二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の二に規定する基準(当該施設に係るものに限る。)に適合していること。

三 法第十五条の四の四第二項第五号の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。

四 その他第十二条の十二の十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(準用)

第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の四の四の規定による無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について、第六条の二十四の十の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧について、第六条の二十四の十一の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十二の規定は令第七条の七において準用する令第五条の七において準用する令第五条の十二の規定による休廃止等の届出について、第六条の二十



四の十六の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六条の二十四の二」とあるのは「第十二条の十二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六条の二十四の七	第六条の二十四の五第四号及び前条第二号	第十二条の十二の十七第四号及び第十二条の十二の十八第二号
項 第六条の二十四の八第一	同項第六号	法第十五条の四の四第二項第六号
項 第六条の二十四の八第二	法第九条の十第二項第七号	法第十五条の四の四第二項第七号
項 第六条の二十四の八第三	法第九条の十第二項第八号	法第十五条の四の四第二項第八号
第六条の二十四の八第三	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ

項第七号	第六条の二十四の八第三	法第七条第五項第四号リ	法第十四条第五項第二号ニ
項第八号	第六条の二十四の八第三	令第四条の七	令第六条の十
項第十号	第六条の二十四の八第四	第六条の二十四の五第六号	第十二条の十二の十七第六号
項第七号	第六条の二十四の八第四	前項第五号又は第六号	第十二条の十二の十九において準用する前項第五号又は第六号
項第九号	第六条の二十四の八第四	法第七条第五項第四号イから	法第十四条第五項第二号イからへ
項第十六号	第六条の二十四の八第四	又まで	まで
第六条の二十四の八第四	第六条の二十四の八第四	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ
項第十七号	第六条の二十四の八第四	法第七条第五項第四号チ	法第十四条第五項第二号ハ

第六條の二十四の八第四 項第十八号	第六條の二十四の八第四 項第二十号	第六條の二十四の八第五 項	第六條の二十四の十	第六條の二十四の十三第二 項	第六條の二十四の十四第 一項第一号	第六條の二十四の十四第
法第七條第五項第四号リ	令第四條の七	前項第十一号	次條	前項	法第七條第五項第四号チ	法第七條第五項第四号リ
法第十四條第五項第二号ニ	令第六條の十	第十二條の十二の十九において準 用する前項第十一号	第十二條の十二の十九において読 み替えて準用する次條	第十二條の十二の十九において準用 する前項	法第十四條第五項第二号ハ	法第十四條第五項第二号ニ

第六条の二十四の十四第 一項第五号イ	第六条の二十四の十四第 一項第五号ロ	第六条の二十四の十四第 一項第五号	第六条の二十四の十四第 一項第四号	一項第二号
第六条の二十四の八第二項各 四号	第六条の二十四の八第一項第 四号	第六条の二十四の八第一項第 三号	第六条の二十四の八第四項第 四号	令第四条の七
第十二条の十二の十九において準 用する第六条の二十四の八第一項 第四号	第十二条の十二の十九において準 用する第六条の二十四の八第一項 第四号	第十二条の十二の十九において準 用する第六条の二十四の八第一項 第三号	第十二条の十二の十九において読 み替えて準用する第六条の二十四 の八第四項第四号	令第六条の十
第十二条の十二の十九において準	第十二条の十二の十九において準	第十二条の十二の十九において準	第十二条の十二の十九において読 み替えて準用する第六条の二十四 の八第四項第四号	令第六条の十

第六条の二十四の十四第 三項第三号	第六条の二十四の十四第 第一項第五号	第十二条の十二の十九において読 み替えて準用する第六条の二十四 の十四第一項第五号
第六条の二十四の十四第 三項第二号	第六条の二十四の十四第 第一項第一号	第十二条の十二の十九において読 み替えて準用する第六条の二十四 の十四第一項第一号
第六条の二十四の十四第 三項第一号	法第九条の十第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号
第六条の二十四の十四第 三項	前項	第十二条の十二の十九において準用 する前項
第六条の二十四の十四第	第六条の二十四の八第四項第	第十二条の十二の十九において準
		用する第六条の二十四の八第二項 各号

	三項第三号ハ		二 号		用する第六条の二十四の八第四項 第二号
	第六条の二十四の十四第 三項第三号ト及びチ		法第九条の十第一項		法第十五条の四の四第一項
	第六条の二十四の十四第 三項第四号		第一項第五号		第十二条の十二の十九において読 み替えて準用する第六条の二十四 の十四第一項第五号
	第六条の二十四の十四第 三項第四号ホ及びへ		法第九条の十第一項		法第十五条の四の四第一項
	第六条の二十四の十四第 三項第五号		第一項第八号		第十二条の十二の十九において準 用する第六条の二十四の十四第一 項第八号
第六条の二十四の八第四項第					第十二条の十二の十九において準

	二号	用する第六条の二十四の八第四項 二号
第六条の二十四の十四第四項	前項第一号	第十二条の十二の十九において準用する前項第一号
第六条の二十四の十四第二項	第二項	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の十四第二項
第六條の二十四の十五第二項及び第六條の二十四の十六第二項	前項	第十二条の十二の十九において準用する前項

第十二条の三十四第三項に次の一号を加える。

六 地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当

該廃棄物の数量

第十二条の三十四第四項に次の一号を加える。

三 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を

示す図面

第十二条の三十五第二項に次の一号を加える。

八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を

示す図面

第十二条の三十六第四号及び第十二条の三十八第一項第五号中「種類」の下に「（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

第十二条の四十に次の一号を加える。

八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一

項の指定区域台帳から明らかでない場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

第十五条第四号中「市町村長」の下に「（法第十九条の三第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。



第十五条の五において同じ。」を加える。

第十五条の三第四号中「都道府県知事」の下に「（法第十九条の三第三号に掲げる場合及び産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十五条の六において同じ。）」を加える。

第十五条の七の次に次の一条を加える。

（土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項）

第十五条の七の二 法第十九条の十第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講ずべき支障の除去等の措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由

第十五条の八第三項第六号中「種類」の下に「（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃

棄物が含まれる場合は、その旨を含む。」を加え、同条第四項に次の一号を加える。

三 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

第二十条第一号を第一号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

一の三 法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第五項に規定する権限（同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。）

第二十条に第一号として次の一号を加える。

一 法第九条の十第七項において読み替えて準用する法第八条第五項に規定する権限（同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。）

第二十条第二号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に、「第十二条の十二の十四第一項第一号」を「第十二条の十二の二十第一項第一号」に改め、同条第三号中「第十五条の四の六」を「第十五条の四の七第一項」に、「第十二条の十二の十九第一項第一号」を「第十二条の十二の二十」を「第十五条の四の七第一項」に、「第十二条の十二の十九第一項第一号」を「第十二条の十二の二十」を「第十五条の四の七第一項」に改め、同条第十号中「第十二条の十二の十四第四項」を「第十二条の十二の二十第四」

項」に改め、同条第十一号中「第十二条の十二の十九第四項」を「第十二条の十二の二十五第四項」に改める。

様式第一号中「受けた者」の次に「又は法第15条の4の4第1項の認定を受けた者」を加える。

様式第二号中「一般廃棄物の種類」の次に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）」を、「数量（）」の次に「当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、」を加え、「輸出の回数」を「輸出の回数」に改め、「上限」の次に「とする。」を加える。

様式第二号の六中「4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること  
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。  
。」を

5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄  
にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。」  
に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第四号及び様式第五号の備考に次のように加える。

4 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類

」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。

様式第六号から様式第十号および「産業廃棄物の種類」の次に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

様式第十八号中「産業廃棄物の種類」の次に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、「汚泥等又は焼却灰等」や「焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物」に代え、備考8を備考6とし、備考7を備考8とし、同様式の備考6の次に次のように加える。

7 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。

様式第二十号中「種類」の次に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第二十二号中「産業廃棄物の種類」の次に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

様式第二十四号中「廃棄物の種類」の次に「（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

様式第二十五号中「種類」の次に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

様式第二十九号中「第十二条の十二の十四」や「第十二条の十二の二十」及び「第15条の4の4第1項」や「第15条の4の5第1項」に於て、「廃棄物の種類」の次に「（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」や「数量（」の次に「当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、」や「輸入の回数」や「輸入の回数」に於て、「上限」の次に「とする。」を加える。

様式第三十号中「第十二条の十二の十九」や「第十二条の十二の二十五」及び「第15条の4の6第1項」や「第15条の4の7第1項」に於て、「産業廃棄物の種類」の次に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業

廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」「を、「数量(」の次に「当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、」を加え、「輸出の回数」を「輸出の回数」に改め、「上限」の次に「とする。」を加える。

様式第三十一号の二を次のように改める。

様式第三十一号の三中「廃棄物の種類」の次に「（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

様式第三十二号の裏面を次のように改める。



様式第三十四号中「種類」の次に「(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。 「数量(一括確認にあつては、)」や「数量(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、一括確認にあつては)」に改める。 「合計」の次に「とする。」を加える。

様式第三十五号中「第十二条の十二の十四」や「第十二の十二の二十」に『「第12条の12の14第4項」  
を「第12条の12の20第4項」に改める。』

様式第三十六号中「第十二条の十二の十四」や「第十二の十二の二十」に『「第12条の12の14第5項」  
を「第12条の12の20第5項」に改める。』 「廃棄物の種類」の次に「(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。 「数量(一括許可にあつては、)」や「数量(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、一括許可にあつては)」に改める。 「合計」の次に「と  
する。」を加える。

様式第三十七号中「第十二条の十二の十九」や「第十二条の十二の二十五」に『「第12条の12の19第4  
項」を「第12条の12の25第4項」に改める。』

様式第三十八号中「第十二条の十二の十九」や「第十二条の十二の二十五」に『「第12条の12の19第5

項」を「第12条の12の25第5項」に改め、「種類」の次に「（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、「数量（一括確認にあつては、）」を「数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、一括確認にあつては）」に改め、「合計」の次に「とする。」を加える。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第二条 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「第六条第一項第三号ヨ」を「第六条第一項第三号タ」に、「同号ヨ」を「同号タ」に改め、同条第七項中「第六条第一項第三号タ」を「第六条第一項第三号レ」に、「同号タ」を「同号レ」に改め、同条第八項中「第六条第一項第三号レ」を「第六条第一項第三号ソ」に、「同号レ」を「同号ソ」に改める。

別表第一の備考1中「同号ヨ、タ若しくはレ」を「同号タ、レ若しくはソ」に改める。

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正）

第三条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十

二年<sup>総理府</sup>厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二十号中「種類」の下に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、「数量並びに」を「数量、」に改め、「記録」の下に「並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面」を加える。

第二条第二項第二号に後段として次のように加える。

この場合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「石綿含有産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第二条第二項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、同項第二十号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「石綿含有産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「石綿含有産業廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「石綿含有一般廃棄物」と、「石綿含有一般廃棄物」とあるのは「石綿含有一般廃棄物」と読み替えるものとする。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十二年厚生省令第一百  
五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「当分の間」を「平成二十年四月一日までは」に改める。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第五条 地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）を「廃棄物処理法」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する無害化処理に係る特例に関すること。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する

法律施行規則（以下「規則」という。）第一条の十七及び第一条の十八の改正規定、規則第六条の二十四の次に十五条を加える改正規定、規則第七条の二、第七条の二の二、第八条の二から第八条の四まで、第八条の十四、第八条の十五、第十条の四第一項第五号、第十条の七第一号口及び第十二条の十二の二十の改正規定、同条を規則第十二条の十二の二十六とする改正規定、規則第十二条の十二の十九第一項各号列記以外の部分の改正規定、同条を規則第十二条の十二の二十五とする改正規定、規則第十二条の十二の十八の改正規定、同条を規則第十二条の十二の二十四とする改正規定、規則第十二条の十二の十七の改正規定、同条を規則第十二条の十二の二十三とする改正規定、規則第十二条の十二の十六の改正規定、同条を規則第十二条の十二の二十二とする改正規定、規則第十二条の十二の十五の改正規定、同条を規則第十二条の十二の二十一とする改正規定、規則第十二条の十二の十四第一項各号列記以外の部分の改正規定、同条を規則第十二条の十二の二十とする改正規定、規則第十二条の十二の十三の次に六条を加える改正規定、規則第十五条第四号、第十五条の三第四号、第二十条及び様式第一号の改正規定、規則様式第二十九号の改正規定（「第十二条の十四」を「第十二条の十一」に、「第十五条の4の4第1項」を「第十五条の4の5第1項」に改める部分に限る。）、規則様式第三十号の改正規定（「第十二条の十一の十

九」を「第十二条の十二の二十五」に、「第15条の4の6第1項」を「第15条の4の7第1項」に改める部分に限る。）、規則様式第三十二号及び様式第三十五号の改正規定、規則様式第三十六号の改正規定（「第十二条の十二の十四」を「第十二の十二の二十」に、「第12条の12の14第5項」を「第12条の12の20第5項」に改める部分に限る。）、規則様式第三十七号の改正規定並びに規則様式第三十八号の改正規定（「第十二条の十二の十九」を「第十二条の十二の二十五」に、「第12条の12の19第5項」を「第12条の12の25第5項」に改める部分に限る。）並びに第五条の規定は、平成十八年八月九日から施行する。

（経過措置）

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた産業廃棄物の処理施設（次項において「既存溶融施設」という。）に係る技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十二条の二第十三項第二号イ中「石綿含有産業廃棄物を」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物をおおむね」とする。

2 既存溶融施設に係る維持管理の技術上の基準については、新規則第十二条の七第十三項第二号中「速やかに」とあるのは、「速やかにおおむね」とする。

第三条 この省令の施行の際現に埋め立てられている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物、令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等及び令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物については、新規則第五条の五第一項第五号及び第二項第四号（規則第五条の十第二項において準用する場合及び新規則第十二条の十一第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五条の五の二第一項第四号及び第二項第四号の二（規則第五条の十の二第二項において準用する場合を含む。）、第五条の十第一項第五号、第五条の十の二第一項第四号、第十二条の十一第一項第六号、第十二条の十一の二第一項第二号へ及び第三号ニ並びに第二項第二号ハ及び第三号ハ、第十二条の三十四第三項第六号及び第四項第三号、第十二条の三十五第二項第八号、第十二条の三十六第四号、第十二条の三十八第一項第五号（規則第十二条の三十九において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第十五条の八第三項第六号及び第四項第三号並びにこの省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下この条におい

て「新最終処分基準省令」という。）第一条第二項第二十号（新最終処分基準省令第二条第二項第二号及び第三号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。